

令和8年 第13回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和8年9月18日

○議 題

議案第50号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第51号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第52号 選挙人名簿登録の移替えの延期について

議案第53号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第54号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第55号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

○次回開催日

令和8年10月20日（火） 10：00～ 区長応接室

○次々回開催日

令和8年10月31日（土） 10：00～ 区長応接室

議案第50号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和9年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和8年9月18日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登録する者

1. 登載する者の数 30人
2. 登載する者の氏名等 別紙のとおり

福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者

1. 登載する者の数 30人
2. 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠) 検察審査会法第10条第2項の規定による。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第51号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和9年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和8年9月18日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

1. 登載する者の数 315人
2. 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第 52 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

移替えを延期する期間

令和 8 年 10 月 10 日から令和 8 年 11 月 15 日まで

(根拠)

議決 公職選挙法施行令第 17 条ただし書の規定による。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間

議案第 53 号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

郵便等をもって発送を開始する日

令和 8 年 10 月 31 日

(根拠)

議決 公職選挙法施行令第 53 条第 1 項、第 59 条の 4 第 4 項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議案第 54 号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和 8 年 10 月 30 日

(根拠)

議決 公職選挙法施行令第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第 55 号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局

(根拠)

議決 公職選挙法第 49 条の規定による。

公職選挙法

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。